

【震災対策編】 【風水害対策編】 【個別災害対策編】 【土砂災害対策編】 【津波災害対策編】 【原子力災害対策編】

○ 令和3年5月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、各編において所要の修正を行う。

（災害対策基本法の改正）

（地域防災計画の修正）

1 避難勧告・避難指示の一本化等

(1) 避難勧告・避難指示の一本化
避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

(2) 緊急安全確保措置の新設
「緊急安全確保措置の指示」を加える。

以下のとおり文言を修正。

現行	修正後
避難勧告	削る
避難勧告等	避難指示等
避難の勧告及び指示 避難の勧告又は指示	
避難の指示・勧告	
避難のための勧告・指示等	

「災害発生情報」を「緊急安全確保」に改める。

2 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

市町村長は、(略)避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、(略)避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。(第49条の15第3項)

要配慮者の応急対策

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

【風水害】第3章第27節【震災】第3章第26節 要配慮者の応急対策